

意見公募手続の概要

意見公募手続の対象となる政策等

行政計画

- ①市の総合計画
 - ・酒田市総合計画
- ②市の部門別計画
 - ・酒田市環境基本計画
 - ・酒田市男女共同参画推進計画
- ③その他基本的な事項を定める計画、方針等
 - ・酒田市民憲章
 - ・酒田市平和都市宣言
 - ・新庁舎建設計画

条例

- ①市の基本的な制度を定める条例
 - ・酒田市公益のまちづくり条例
 - ・酒田市自治基本条例（仮称）
 - ②市民等に義務を課し、権利を制限する条例
 - ・酒田市空き家等の適正管理に関する条例
 - 第4条 所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。
 - ・酒田市暴力団排除条例
 - 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ※地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。

実施機関が特に必要と認めるもの

- ・市民生活に密接に関連する制度等

政策等のうち適用除外となる場合

- ①緊急に政策等を定めるとき
 - ・災害対応や住民からの直接請求があった場合
- ②他の実施機関が意見公募手続をして定めた政策等と同一の政策等を定めるとき
 - ・市長の条例と同様の条例を他の執行機関でも定めるような場合
- ③法令等の適用等により技術的読替えを定める条例を定めるとき
 - ・法令等に規定されている条文を行政計画や条例の内容に当てはめるような場合
- ④法令等の制定や改廃に伴い必要とされる規定の整理などその他軽微な変更を内容とする政策等を定めるとき
 - ・法令、行政計画、条例等の制定、改廃に伴い当然に必要な他の政策等の規定の整理、条項整理、用語の整理など軽微な変更である場合
- ⑤法令等により意見公募手続に準じた手続を実施して政策等を定めるとき
 - ・法令等に市民意見を求める手続きが定められている場合（都市計画決定の縦覧制度など）

意見公募手続の流れ

【フロー：参考イメージ】

	11月			12月			1月			2月			3月			4月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
【議会対応】	・協議会報告（政策等の案）						・必要に応じ情報提供			・協議会報告			・審議			施行・実施
【条例】	・案の公表			意見提出期間 20日以上			・意見集約 ・意見の考慮			・条例案決定			・議会上程 ・結果の公表			
【行政計画】	・案の公表			意見提出期間 20日以上			・意見集約 ・意見の考慮			・計画案決定、内部調整			・結果の公表			

公表内容と公表の方法

政策等の案に関する公表内容

- ①政策等の案と関連する資料
 - ・政策等の案は、計画や条例の概要・骨子で構わない
- ②意見の提出先、提出方法及び意見提出期間
- ③政策等を定める理由
- ④政策等を定める根拠法令等
- ⑤その他、実施機関が必要と認める事項

意見考慮後の結果の公表内容

- ①政策等の題名
- ②政策等の案の公表の日
- ③提出あった意見
 - ・意見を要約したものでも構わない
- ④意見を考慮（反映）した結果
 - ・政策等の案と決定した政策等との違いも公表

公表の方法

- ①情報閲覧コーナー
- ②市ホームページ及び市広報への掲載
- ③その他、実施機関が必要とする方法
 - ・実施機関における公表資料の設置
 - ・総合支所への設置
 - ・文化センターへの設置
 - ・コミュニティ振興会への配布